

申請・届出書 R4 Ver.20.11 のリリース

申請・届出書 R4 Ver.20.11 のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。
なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. リリース時期
3. システムの対応内容（予定）
4. 連動可能な製品バージョン

1. 発行プログラム

システム名	バージョン	(データ変換対象)	(保守加入対象)
申請・届出書 R4	Ver. 20.11 ※1	Ver. 17.20 以降 ※2	19.10
申請・届出書 R4 電子申告更新用	e2 ※3	—	—

※1 ライセンスは変更ありません。20.1用のライセンスで利用可能です。

また、E i ボード 20.20 以降がインストールされた環境が必要です。

※2 データ選択画面に表示される「旧データ」は Ver. 17.20～20.10 です。データ選択時または一括変換でデータ変換をおこなうと、本バージョン (Ver. 20.11) で使用できるようになります。

(参照「[3-4. Ver. 17.11 以前のデータ変換について](#)」)

※3 更新の対象は、申請・届出書 R4 Ver. 20.11 以降です。

2. 日程（予定）

提供方法	提供日
E i ボードダウンロードマネージャー	2020年9月23日（水）
エプソン会計システム「マイページ」	
出荷切替（Ver. 20.11）	2020年9月29日（火）

2-1. 申請・届出書 R4 電子申告プログラムについて

申請・届出書 R4 (Ver.20.11) に対応した申請・届出書 R4 電子申告更新用プログラム (e2) および電子申告 R4 (Ver.20.11) の公開も同日 (2020年9月23日) を予定しています。
対応概要につきましては、電子申告 R4 のシステムインフォメーションをご確認ください。

3. システムの対応内容（予定）

システムの主な対応予定は以下のとおりです。

3-1. 様式対応

■ 国税

公開されている国税庁の申請・届出様式等に合わせてフォームを変更します。

変更予定の帳票は次のとおりです。

変更

- 「所得税及び復興特別所得税の予定納税額の7月（11月）減額申請書」

新	通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額	円 (3)の金額	円
予定納税額	第1期分 (4)の金額	追加
	第2期分 (4)の金額	

旧	合計	⑧
積額		⑨
		⑩
	合計所得金額	⑪
	社会保険料控除	⑫
所得から差	小規模企業共済等掛金	⑬
	生命保険料控除	⑭
	地震保険料控除	⑮
	寡婦・ひとり親、勤労学生・障害者控除	⑯

➡

新	合計（総合課税）	⑧
積額		⑨
		⑩
	合計所得金額	⑪
	社会保険料控除	⑫
所得から差	小規模企業共済等掛金	⑬
	生命保険料控除	⑭
	地震保険料控除	⑮
	寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者控除	⑯

- 「消費税簡易課税制度選択届出書」

新	消費税法第12条の4第1項に規定する「高額特定資産の仕入れ等」を行っている場合（同条第2項の規定の適用を受ける場合）	仕入れ等を行った課税期間の初日	令和 年 月 日	はい <input type="checkbox"/>
ハ	仕入れ等を行った資産が高額特定資産に該当する場合はAの欄を、自己建設高額特定資産に該当する場合は、Bの欄をそれぞれ記載してください。	建設等が完了した課税期間の初日	令和 年 月 日	はい <input type="checkbox"/>
		この届出による①の「適用開始課税期間」は、自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった課税期間の初日から、自己建設高額特定資産の建設等が完了した課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間に該当しない		追加

※ 消費税法第12条の4第2項の規定による場合は、ハの項目を次のとおり記載してください。
 1 「自己建設高額特定資産」を「調整対象自己建設高額資産」と読み替える。
 2 「仕入れ等を行った」は、「消費税法第38条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と、「自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等に係る支払対価の額の累計額が1千万円以上となった」は、「調整対象自己建設高額資産について消費税法第38条第1項又は第3項の規定の適用を受けた」と読み替える。

※ この届出書を提出した課税期間が、上記イ、ロ又はハに記載の各課税期間である場合、この届出書提出後、届出を行った課税期間中に調整対象固定資産の課税仕入れ等又は高額特定資産の仕入れ等を行うと、原則としてこの届出の提出はなかったものとみなされます。詳しくは、裏面をご確認ください。

- 「欠損金の繰戻しによる還付請求書」

新

この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。

- 1 期限後提出の場合、確定申告書その提出期限までに提出することができなかった事情の詳細
- 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実の経緯を記載した書類
- 3 設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

変更

税理士署名押印

佐々木 太郎

印

その他左下の日付を「01.06 改正」→「02.06 改正」に変更します。

- ・「法人税の更正の請求書」

連結納税の承認を取引された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額

7

「り」が追加

- ・「死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書」

第28-(3)号様式

追加

新

付表B 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書
(自平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日の課税期間分)

整理番号

1 死亡した事業者の納税地・氏名等		納税地		氏名	フリガナ	死亡年月日	平成 年 月 日
2 事業承継の有無等(右のいずれかを○で囲むとともに、有の場合には以下に事業承継者の情報を記載してください。)		住所等		氏名	フリガナ	その他参考事項	有 ・ 無
3 相続人等の代表者の指定 (代表者を指定するときは記入してください。)		相続人等の代表者の氏名		追加			
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)		限定承認					
5 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の額							
納める消費税及び地方消費税の合計額		①	円	還付される消費税及び地方消費税の合計額		④	円
①のうち消費税		②	円	④のうち消費税		⑤	円
①のうち地方消費税		③	円	④のうち地方消費税		⑥	円
相続財産の価額		⑧	円	円	円	円	円
納付(還付)税額の計算	各納付人税額の額(注)	消費 税 (②×⑦)	00	00	00	00	00
	地方消費 税 (③×⑦)	⑨	00	00	00	00	00
	計 (⑧+⑨)	⑩	00	00	00	00	00
	各還付人税額の額(注)	消費 税 (⑤の分割額)	⑪				
	地方消費 税 (⑥の分割額)	⑫					
	計 (⑪+⑫)	⑬					

円や「00」が追加

	<p>以下の帳票の左下の日付を「01.06 改正」→「02.06 改正」に変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「法人設立・設置届出書（税務署用）」 ・「青色申告の承認申請書」 ・「青色申告の取りやめの届出書」 ・「棚卸資産の評価方法の届出書」 ・「棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書」 ・「減価償却資産の償却方法の届出書」 ・「増加償却の届出書」 ・「異動届出書（税務署用）」 ・「申告期限の延長申請書」 ・「申告期限の延長の特例の申請書」 ・「申告期限の延長の特例の取りやめの届出書」 ・「事前確定届出給与に関する届出書」 ・「付表（事前確定届出給与等の状況（金銭交付用））」 ・「付表（事前確定届出給与等の状況（株式等交付用））」 ・「事前確定届出給与に関する変更届出書」 ・「付表（変更後の事前確定届出給与等の状況）」 ・「土地の無償返還に関する届出書」 ・「相当の地代の改訂方法に関する届出書」 ・「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」
--	--

以下の帳票を追加します。

追加	<ul style="list-style-type: none"> ・「e-Tax による申告の特例の適用がなくなった旨の届出書」 減資により資本金の額等が1億円以下となった場合等により義務化対象法人でなくなった場合に提出します。「05.その他」タブに追加します。 ・「消費税申告期限延長届出書」（電子申告不可） 令和2年度税制改正において、法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている場合、同様にこの届出書の提出により消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限も1ヶ月延長することができるようになりました。 →この帳票は、現時点ではe-Tax 未対応のため電子申告できません。
-----------	---

■地方税

地方税の「提出先方法：電子申告」を選択している場合でも日付が未入力の場合には「令和」の元号を表示するように変更します。（現在は「平成」を表示）

変更	<ul style="list-style-type: none">・「法人設立・設置届出書（都道府県用、市町村用…電子申告選択の場合）」・「異動届出書（都道府県用、市町村用地方税…電子申告選択の場合）」											
	<p style="text-align: center;">法人 設立 届出書 設置</p> <table border="1"><tr><td rowspan="4">令和 年 月 日</td><td>管理番号</td><td></td></tr><tr><td>(フリガナ)</td><td></td></tr><tr><td>法人名</td><td></td></tr><tr><td>法人番号</td><td></td></tr><tr><td></td><td>本店所在地</td><td>〒</td></tr></table> <p style="text-align: center;">※提出年月日など日付項目の元号を変更します。</p>	令和 年 月 日	管理番号		(フリガナ)		法人名		法人番号			本店所在地
令和 年 月 日	管理番号											
	(フリガナ)											
	法人名											
	法人番号											
	本店所在地	〒										

3-2. 国税の電子申告対応

e-Tax の手続きに対応します。

変更	・「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請」
追加	<ul style="list-style-type: none">・「e-Tax による申告の特例の適用がなくなった旨の届出（法人税）」・「e-Tax による申告の特例の適用がなくなった旨の届出（消費税）」

3-3. サポートメニューのデザイン変更（R4 アプリケーション共通）

サポートメニューのデザインを一新します。

3-4. Ver.17.11 以前のデータ変換について

申請・届出書 R4Ver.17.11 以前のデータはデータ選択画面に表示されません。申請・届出書 R4Ver.20.11 起動時に Ver.17.11 以前のデータがあるか検索をおこない、該当するデータが存在する場合にメッセージを表示し、一括データ変換画面を開きます。データを選択して実行すると Ver.17.20 のデータに変換されます。Ver.20.11 でデータを使用する場合は、さらに「旧データ」変換をおこなってください。

以上、よろしくお願いいたします。